

学校給食費滞納に対する法的措置についてQ & A

Q 1 全国的に学校給食費滞納が問題になっていますが、稲城市では具体的にどのような対策をとっているのですか。

A 1 学校給食費滞納に対して、学校給食の提供を停止することにしたたり、法的措置を講ずるなど、滞納を看過しない毅然とした対応をとる自治体が増えてきております。

稲城市でも、学校を通じた督促状の送付、電話や自宅訪問による催告等を行っておりますが、お支払いいただけない方に対し、民事訴訟法の規定に基づき、裁判所に支払督促、少額訴訟及び強制執行等の申立てを行い、債権を回収することになります。

Q 2 「支払督促」とはどのようなことですか。

A 2 支払督促とは、金銭の請求について、債権者(稲城市)の申立てにより、裁判所書記官が債務者(滞納者)に支払いを求める手続きです。

Q 3 「支払督促」でも納入しなかったら、どうなりますか。

A 3 全額納入すれば、支払督促の取下げを行います。それ以外は、2週間以内に裁判所に対して異議の申立てがなければ、債権者(稲城市)の申立て後、裁判所から債務者(滞納者)に「仮執行宣言付支払督促」が発付され、これに異議の申立てがなければ、判決と同様の法的効力を有することになります。

Q 4 「少額訴訟」とはどのようなことですか。

A 4 60万円以下の金銭の請求について、1回の審理で判決する迅速な訴訟手続きです。

Q 5 異議申立てをした場合は、どうなりますか。

A 5 通常の民事訴訟の手続きに移行します。

Q 6 法的措置に移行しても、最終的に滞納額を支払えばいいのでしょ。

A 6 いいえ。「支払督促」等の法的措置に移行した場合、裁判所に対して行った訴訟などの申立て手続き費用等も、滞納額に合わせて納入していただくことになります。

Q 7 「強制執行」とはどのようなことですか。

A 7 一連の法的措置における判決等によっても納入されない場合は、債権者(稲城市)は裁判所に「強制執行」の申立てを行います。

強制執行では、給与、売掛金、預金等の財産が差押えの対象となります。